

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月6日に、資格喪失日に係る記録を49年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月6日から49年9月21日まで

私は、C社D工場を退職した後、昭和48年10月6日から49年9月20日までA社E営業所に勤務し、F課に所属していた。

当時の会社の取扱いとして、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険はセットで加入していたと記憶している。

雇用保険の加入記録があるのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の上司等の証言により、申立人は、申立期間において、A社E営業所に勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人に係る届出欄は削除線が付されているものの、申立人の氏名、厚生年金保険被保険者台帳記号番号、標準報酬月額（11万円）及び資格喪失日（昭和49年9月21日）が記載されている上、被保険者証添付の欄は「有」に丸印が付されていることから、当時、A社は、申立人を厚生年金保険被保険者としていたことが推認できる。

さらに、申立人の上司は、「申立人は、正社員として勤務しており、親会

社であるC社の出身だということで給与が私よりも高かった。申立人より給与の低い私が厚生年金保険に加入しているのに、申立人が加入していないとは考え難い。」と述べている上、オンライン記録によれば、申立人及び複数の同僚が記憶するA社E営業所の当時の従業員のうち申立人を除く全員に、厚生年金保険の被保険者記録を確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、A社が加入していたG健康保険組合に申立人の加入記録が無いこと、及びB社は申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知」が無いと回答していることから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月から49年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年1月31日から同年4月13日までの期間について、申立人のA社（B市）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年4月13日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

申立期間③のうち、平成4年12月26日から5年2月26日までの期間について、申立人のA社（C市）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年2月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月31日から同年7月1日まで
② 平成4年7月1日から同年12月26日まで
③ 平成4年12月26日から7年4月頃まで

私は、平成2年7月頃から7年4月頃まで、A社（B市、後にC市に移転）に継続して勤務していたので、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、年金記録上の標準報酬月額は8万円となっており、実際に支給されていた給与額より低くなっているため、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の上司の記憶及び申立人の具体的な勤務の記憶等から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において、A社（B市、後にC市に移転）に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の上司は、「申立人は、D職であり、社会保険関係業務には携わっていなかった。」と述べている上、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できることから、申立人は、以下の申立期間①、②及び③における厚生年金保険被保険者資格に係る取消処理及び標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

2 申立期間①のうち、平成4年1月31日から同年4月13日までの期間について、オンライン記録によれば、申立人を含む11人が、A社（B市）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年1月31日。以下「全喪日」という。）に被保険者資格を喪失し、当該11人のうち申立人を含む8人に係る資格喪失の処理は、全喪日の後の同年4月13日付けで行われていることが確認できる上、複数の同僚が、全喪日の後の日付で被保険者資格を取得又は喪失していることが確認できるところ、当該同僚の被保険者資格に係る記録は、全喪日の後の4年4月16日付けで遡及して取り消されていることが確認できる。

また、A社（B市）に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、当該期間において法人格を有し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、前述の処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、平成4年1月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものと認められず、申立人のA社（B市）における資格喪失日は、申立人の資格喪失に係る処理日である同年4月13日であると認められる。

なお、申立期間①のうち、平成4年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における3年12月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成4年4月13日から同年7月1日までの期間について、A社（B市）は、前述のとおり、オンライン記録から、当該期間について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると認められる上、同社に係る商業登記簿謄本において確認できる現在の代表取締役役に照会しても、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人のA社（C市）における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年12月26日）の後の平成5年12月7日付けで、4年7月1日に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同僚3人の標準報酬月額も、申立人と同様に、5年12月7日付けで、4年7月1日に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、申立期間②の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、26万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③のうち、平成4年12月26日から5年2月26日までの期間について、オンライン記録によれば、申立人のA社（C市）における資格喪失日は、当初、同年2月26日と記録されていたところ、前述の標準報酬月額の遡及訂正処理日と同日の同年12月7日付けで、当該記録が遡及して取り消され、申立人の資格喪失日は、4年12月26日とされたことが確認できる。

また、A社（C市）は、前述のとおり、平成4年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、当該期間においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、前述の処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、平成4年12月26日に資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社（C市）における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年2月26日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C市）における訂正前の平成4年11月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、平成5年2月26日から7年4月頃までの期間について、A社（C市）は、前述のとおり、オンライン記録から、当該期間について厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると認められる上、前述の代表取締役等に照会しても、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。